

特29-799



1200800174055



特
7

始



七x36



安藤太郎君述

布哇禁酒會概況

明治廿三年八月

東京禁酒會



特29
799
No 5961

在布哇日本人禁酒會概況

○禁酒會の發端

在布哇國 安藤 太



余の弘化三丙午の生にして本年四十四才あるが十七八歳の頃より飲酒を始め遂に慣習性となりて當初の排悶遣興の一具に過ぎりし者漸くよして日常必須の要品と變じ食も酒無ければ味を甘んせず寢に酒無ければ枕を安んせざるの甚きに至りたり偕爾來二十有餘年間飲酒の余が身軀及精神に幾多の害毒を加へたるや枚擧ふ不暇と以て屢之が禁止若くは節制を試みし事ありと雖ども己の本心を以て其一身を制御する不能の殆んど他人と對するの趣ありて禁止固より行われず節制も亦永續せずして荏苒歲月を經過せり然るに去る明治十九年二月布哇駐割の命を蒙り同國に赴任せんとするに當り數千の移住民を

監督するの頗る艱難なるべきの虞あると又同國の氣候の極て炎熱ありと聞きしに故に實際上不得止の外に獨酌全く禁すべきの決心を以て横濱を出發せしが爾後種々の情況より幸にして獨酌禁止の内規の永續するを得て在勤二ヶ年に及びたり然ども本と此節制の一時の耐忍にして歸朝か若くは事務簡易と赴くの期に至らぬ固より復舊すへきの預想ありしが故に克己復禮以て他人を矯正せんとする等の徳行も勇氣も無かりしあり然るに同二十年九月中牧師美山貫一氏桑港より渡來宣教の序傍ら禁酒會の世間に必要あるを余も懇説せり抑在布哇我移住民の渡航以來の狀況たるや各耕地到所男子動すを遊惰放逸に流れ女子の猥褻の行爲頗る甚くして遂に各自の損害より延て我が國名を汚さんとするの勢ありしを以て百方之が矯正を經畫するの折柄なれば若し禁酒會として愈實行を遂るに至らば其他の弊

風の蓋し制止する難きも非ざる可きの期望なきに非ざりし然ども同會を設立せんよの余之が首唱たらざる可らず之が首唱たらんに固より生涯禁酒の決心無かる可らず若し此決心なくして單に在勤中或の若干年を限るが如き禁酒たる時の目今歐米諸國に設立ある禁酒會の本意に反背する耳ならず發起者の精神人を感動するに不足を以て之が賛成同意を得る却て難きや明あり然るも此決心の余も又容易ならざるの飲客一般の常情所不得已たるが故に美山氏の談論に對して單に唯々する耳敢て之を心頭にも留めざりしが爾後同氏の教理の所感ありて迷夢始めて一覺遂に一生涯手を酒杯に不可觸の誓約を斷然締結するに及びたり時又布哇移住民局附屬醫官岩井禎三氏酒害を演説する極て剴切善く衆意に投ずる所ありしを以て遂に美山氏と謀り大日本禁酒會なる者を創立せしむ實も昨廿一年四月七日の事なり

とす偕同日に至り余の「ホノル」府中日本人共濟會本部に於て一小集會を開き美山牧師に請て先づ祈禱唱歌を行ひ夫より禁酒會創立の趣意書を一讀する如左

大日本禁酒會趣意書

世の中は毒物數多ある内其害最も甚しき酒に若く者なく而之を除くは最難きも亦酒は若く者なし何故に酒毒を以て最甚とする乎其害獨り一身の生命を傷るゝ不止して妻子眷族の勿論醉客の到處の誰彼も不拘多少災難を與へざるなきが故あり我邦人の支那人の阿片を喫するを見て常に氣の毒なる感覺を懷くと雖も未だ阿片を飲みて他人と輒く喧嘩口論に及び又の毆打創傷を行ひざる例を不聞左れの阿片の毒の詰り酒よりの幾許か輕微なりと可謂者あり又何故に酒毒を除く最難しと云ふる阿片の公然毒物の名稱あるが

故に他人の面前又之三度の食事等に喫用する事なきも酒の人間万事目出度しとして飲之不幸とて飲み朝飲み晝飲之夕又飲み時として連飲曉に徹する者さへありて人又之を格別に怪まざる一般の風俗あれ之を禁止するに實に此上もなき難事と可謂なり中間に酒の百藥の長憂を掃ふ玉箒など唱へ加減さへすれば利益ところあれ決て毒害も非ざるなど主張する輩世間も頗る數多あれども其加減の六ヶ敷きは我々飲客の十分は經驗ある事とて決て實際行はる可き者も非ざるあり又稀れに十分加減の行はるゝ人もありて程善く飲むが故に其身の藥となる勿論妻子眷族より他人も至る迄更に災害を不加向も可有之此連中に禁酒するに斷然不用なりと公言する者あり此說一應之尤の如くなれども其甚尤ならざる次第の凡そ人間と生れ出さる者己れ一人にて事の可濟筈なけれは必や

妻を娶るべし妻あれの子あるべし妻子あれの世間の交際あるべし然る以上の此妻子と世間に對し善の勸め惡の懲りて己れの爲より引續き他人の爲と謀るの人間たる者の道即ち堅く云ふ時の義務とも云ふべき者なるべし此の勸善懲惡を以て人間の義務とする時の飲酒が一身の害耳ならず妻子にも世間にも惡事なりと知らば身の爲人の爲め辛抱を極めて禁せざるべからざるなり況んや加減の出來る人物に於てをや此辛抱一たび行ひれて酒飲連中擧て禁酒する時の人々壯健おえて各其業と務め夫より次第に富國強兵の基も相立ち遂に我日本をして世界万国の標準たるべき國柄と爲すも決して難きよ非ざるべし即ち此等をして事小と雖も大に喩ふ可きとの可謂ならん時としてと新川又下戸の建さる倉のなしなど法外千万なる俗言あれども試に思へ此倉の爲に幾万人の生靈か貴重な

る生命を抛ち家産を傾け妻子を路頭又迷ひせ世間に害毒を流したるや不可知放蕩無頼の書生連中が安ん愛國と呼び盡忠と唱ふるよりも一文字を不知一匹夫か喉三寸の愉快を辛抱して禁酒する方遙か又愛國の道に協ふと可謂此等の道理より我々にと茲又日本人禁酒會を創立し其利益を一身よ止めずして之を他人よ及ぼし以て愛國の微衷を達せんとする者なれば有志の人々よ何卒猶豫なく加入あらん事を冀望するなり
讀過後我移民が數千里の波濤を冒して遠く此絶島よ渡來し炎日暴雨の間よ辛苦勞働するの將さよ以て大に望む所あるべきなるよ僅よ一醉の慾を不能制が爲よ身を破り人を害し遂に異郷の究底となる愚昧も亦甚しき云々の意と演述し同會よ賛成入會の者と求めしよ直に應ずる者三十名即ち之を以て名譽創立會員と爲し相共に同會の

規則を協議制定する左の如し

大日本禁酒會規則

第一條 名稱

本會を名けて大日本禁酒會と稱する事

第二條 目的

本會の目的は別紙安藤太郎氏の趣意書と名譽同盟者の誓約書とに
基き禁酒の主義を一身よりして沿く公衆に及ぼす事

第三條 會員

何人にも本會の趣意目的を賛成して生涯禁酒の盟約を爲す者
本會々員たるを得る事

第四條 役員

本會の役員は會頭副會頭及書記一名たる事

第五條 集會

本會の集會を分て獎勵會及事務會の二とあす事
一獎勵會は少くとも毎月一回會員相集りて懇談獎勵する事
一事務會は一年に一回大集會を開き本會の事務を協議整理する
事

第六條

本會々員の青白の緝紐を以て禁酒の徽章とあそ可き事

明治二十一年四月

此規則は從ひ余は會頭又領事館附伴新三郎氏の副會頭は榮選を辱ふ
せり是れ他なし伴氏も余と齊く多年酒害の經驗に富む所あるを以て
あり又共濟會書記鶴飼猛氏を請て書記を兼勤せしむ是は單に共事務
に長するか故耳とす於是乎領事館一同官吏家族書生婢僕等合計十二

名及其他の會員より此日を以て互に同心協力して獨り一身衛生の爲
耳あらず遂に社會より此毒物を排除し以て我同胞を積年の禍難よ
り救濟せん事を誓約せしは事の成否任の輕重の暫く措き實余が生
來未曾有の快事たりしと不可不謂なり

○禁酒會の進捗

禁酒會創立の當初は會員總計僅々三十餘名に過ぎりしも衆皆熱心よ
同會を擴張せん事を謀り「ホノル」府に在て其規則中に所謂獎勵會
ある者を毎月一二回開設して從來の經驗を吐露し禁酒の利益を分明
にし以て世間醉客の長眠を驚破せん事を勉勵せり又他の群島に對し
て同會の趣意書等を印刷に附し先づ之を各耕地の勞働者中に分配
し而之より次々に我宣教師の勸告と所在吏員の注意を以てせむか僅
々十箇月の間に入會せしもの殆んど二千名と垂んとするの盛況にて

猶駭々進歩の傾向を顯はしたり既に耕地中「ハイナ」地方は如きの監
督官瀨谷政治氏の盡力に由て一郷の日本人七十餘名盡く禁酒會員と
ありたるが故に雇主も其美譽を感動し爾來同會員たらざる日本人
決して之を僱使せざるの内規を設くるに至りしは實稀有の好結果と
可謂なり抑同會の會員たるや多くの農民又水夫若くは僕婢の如き
中等以下の人物あるが故に固り學藝に精く辨論に長せる者有るも非
ず然ども其所言盡く精神より出て毫も修飾する所なきを以て嗶々
る辨説も却て聽衆を感動せしむる事往々不少即ち彼等所説の概畧た
る或の云ふ飲酒の爲め其父母を苦め妻子を惱まし親戚朋友も不義
理を窮め到處措身も地なきを以て遂に流離轉輾此土に渡來せしも酒
癖の依然隨て得れり隨て傾くるが故に困乏唯日に加ゆるの折柄一
旦悔悟禁酒會員となり足跡を全く酒店に絶ちたる以來の身体の壯健

にして自ら勉勵心を生じ爲めに數十年來の空囊始て有餘を生ぜるよ
 至れりと或の云ふ生來喧嘩争闘を以て人間の一大事業と認め已を傷
 け人を害し悪行底止する所なき人物も禁酒以來の心神の清醒あるよ
 り自ら耐忍力を生じ遂に何等の凌辱を蒙るも更に他人と抗争する
 無きに至れりと或の云ふ移住以來今日既三年の解備期限に達する
 も平常飲酒の爲め或の疾病に罹り又の遊惰を流れ遂に我領事館
 に貯存せる金額外にの身邊に一錢の餘財もなかりし禁酒の誓約を
 結び全く杯蓋を遠けし以來の僅何々月も満ざるも既に某々弗の蓄
 積を得ざるにより此割合に應じ愈益勉強するに及ばず不遠して錦衣
 歸郷の時機至る可きや必せりと或の云ふ夫婦の間平常助すれん乱醉
 互に喧嘩を開き幾回か離別の難題を以て隣人を諫し或の官廳と煩
 したるも禁酒以來の夫唱婦隨始て偕老の眞快樂を感ぜざるに至れり

と是等の美談毎會又續出爲め頑迷の常醉客も昨非を悔悟入會せる
 者不少して同會に愈異常の勢力を有し近頃其所向披靡殆んど一
 箇の勁敵なき状況に赴きたり今其著き例證と擧げんに「ホノル」府に
 我邦より渡來せる學生某あり天賦慧敏にして頗る法學に通じ傍ら實
 験にも富みたる人物あるが性甚ぶ酒と嗜み爲めに屢健康を損害し事
 業を妨碍する小少ならざるを以て其才と愛する者は内外の別なく或
 の諷諭又の直諫を加ふると雖ども更に聽従せず遂に篤疾を罹り殆ん
 ど危険に陥らんとせしが幸にして漸く快復を赴きたり然るも某の
 猶且つ不悟して再び杯蓋を近かんとする折柄禁酒會員中の有志者奮
 て之れに極諫を加へたるも某の意外も其誠意を感し遂に入會せ
 ん事を公言せしに由り會員一同の某の勇決を感喜し直に臨時獎勵
 會を府中日本人教會堂に開き入會の式を執行す此日來會する者頗る

衆多美山牧師に唱歌祈禱を以て開場し次々余の會頭の故を以て依
 例同會の趣意書を一讀し某をして誓約書に記名せしむ時某に起
 て聖書を捧げ英和兩語を以て生涯酒杯に手を不可觸事を眞神と誓言
 せり之を見聞する人々其の悔悟に吝ならざるを嘆賞せざる者な
 く中間の救主の洪恩と某の勇氣と感泣して不能仰見者ありたり元
 來某の其才學と齊く酒仙の名聲も布哇群嶋中甚高くして禁酒會
 に抵抗する輩の陰に之を其首領と特むの狀なきに非ざりし故に
 某の此一舉の恰も奔流决堤の勢を同會に附與せし者にして爾來常醉
 者の會員たらん事を請ふ者陸續不絶其甚しき時として一日に四十
 有餘名の入會あるに至りたり於是乎慣習一旦第二性と變化するに至
 ての父母の訓誨朋友の忠告も更に其奏効無き酒癖の如き者と雖ども
 世間の風潮の容易く左右せらるる事あるを發見せり是れ蓋し矯風

家の最も注目すべき一點あるべし

○禁酒會の成績

現今布哇群島中に就役する我が移住民の其總計六千有餘名にして男
 子一人毎月所得の備銀十五弗を以て普通の定格とす而其内より食
 料其他必須の雜費を除却すべし残額平均五弗以下らざる割合あるが
 故に領事館の貯金の之を算せし一人一ヶ年間の純餘六十弗餘即ち
 三ヶ年にして百八十弗乃至二百弗を貯蓄するに敢て難事に非らざる
 の實況ありとす左れば今此割合を據り六千人中より女子一千有餘名
 と除き女子の所得不平均甚きを以て單に男子所得の純餘總額と概算
 する時の一ヶ年にして三十万弗即ち三ヶ年にして九十万弗乃至一百
 万弗に垂るゝの理なり然るは是れ此れ移住民等か第一の三百六十
 五日間身體壯健にして安息日の外は決して休業せず又第二の平生

必要ある衣食の外に決して浪費せざるは覺悟も非ざれば此純餘の結果を致す不能者たりとす。儲余が布哇に赴任せよ、距今殆んど三ヶ年の以前も在るも、當時既に男子の博奕に耽り、飲酒に溺る女子も亦節操甚貞清ならざるは状況往々不少を以て、此等の弊害を矯正せんか爲に近者之に説諭を下し、遠者之に布令を發すと雖も、更も其奏効なくして、勢益猖獗に赴くを以て、遂に彼等就役の各耕地を盡く巡廻し、熟ら其生況を點檢せしに、其狀多くの寂寞たる山間原野に、十百群居する、恰も該兵營境界も彷彿する所ありて、勞働の餘り、四顧沙漠、更も事物の耳目を慰むる者なきを以て、畢竟するに、其酖毒たる博奕飲酒も蓋し當初は單に遣興の一具も過ぎざりしや、可知あり、然ども該兵營境界に對して、歐米諸國中既に風俗壞亂の虞あるを懼れ、彼是之を豫防の經畫に従事する者ありと云ふ、今夫れ紀律を以て檢束せる兵隊すら、猶且風俗

壞亂の患を不死とする時の若し、勞働耳に使役する農夫をして群居其所爲に放任したらん、よ、他日彼等歸國の後、我が社會に對し如何ある弊害を惹起すべきや、靜思至此、れに實に杞憂に不堪者あり、然るも此等矯風は事業の到底尋常一様の説諭手段にて實行を可得の謂われなきが故、よ、百方苦心の折柄、美山牧師の桑港より渡來各嶋を巡遊、敬神愛國の眞理を演説の傍ら、風俗矯正着手せしに、頗る人心に感動と與へたるに由て、此一方以て、我政府の保護統治の精神を貫徹するに可足と篤信し、遂も内外の有志者と相謀り、福音會今日の美以美教會の濫觴を開設して、専ら民間に布教を奨勵し、又無幾して禁酒會を創立するに及びたるなり、然るに今日禁酒の成績より之を考ふるに、爾來男子の博奕に耽るも、遊惰放逸に流るるも、罹疾休業の多きも、女子節操の貞清あらざるも、又隨て彼等の内身邊に一錢の貯蓄なきに至りし者あるも、其由來

ハ殆んど一として飲酒も起原せざる者なきを知るなり即ち其所以たる目下禁酒の盛も行ゆる地方に在て博奕全く其蹤を收め羅疾休業の徒甚稀にして男子の誠實に勉勵し女子も亦品行端正なるが故も隨て彼等の内暴富赤貧の不均あくして人々各至當の貯蓄と併て雇主の愛顧を得るに至るを常とせり今此等に對する證據中の最著しき者を掲げんに元來領事館ハ二割五分と稱する定規貯金の外に通常貯金の名を以て移住民の爲に其純餘金を貯存するの定制あり此趣意たる彼等の内家郷に送金の要なき者ハ月々所得の殘額即ち米金貨を虎子も嘗ならず秘藏するの際或ハ盜難に罹り又ハ飲酒博奕も浪費し遂に囊中空竭奈何んともす可らざるに至る者あり而此輩言語の不通と事情も断かならざるより他も貯存の道と求むる不能を以て我政府に懇然の餘り特殊の方法を設けて此等の殘餘を領事館も貯存せ

しむるの便宜を與へられたるなり於是乎盜難ハ全く消滅し又浪費も幾許の減却せし趣ありし扱近頃此毎月領收の貯金額も就き之を四五ヶ月以前に比較して其増減如何を調査せし今日移住民よりの寄送額ハ殆んど前日の二倍に達し而其送金者中金額の増加せる者ハ盡く禁酒會員も非ざるハあしとす實況如此なるを以て今日在布我移住民に對し之が風俗を矯正し之れが生計を豊裕ならしめんとするハ禁酒の効用蓋し福音と併立する者ありと稱するも敢て誣言ハ非ざるべき乎今夫を僅に二千名の少人數ハ僅に十ヶ月間の禁酒に於てすら猶且此著明なる成績あるが故も若し群嶋一般の日本人六千有餘名にして少くも二三ヶ年間此毒液を一滴たりとも咽を下さざるに至らば前文の豫算たる三ヶ年間に六十万弗以上の純殘金(二割五分貯金外)を貯蓄するハ決して難事に非ざるなり況んや一生涯の禁酒たるハ於てを

や又啻^た又此等^{くわしよく}貨殖^{くわんけい}の關係^い耳^{みみ}ならず人々^{ひと}身體^{しんたい}の壯健^{さうけん}又精神^{せいしん}の爽快^{さうくわい}にして智力^{ちりき}の發達^{はつたつ}し工藝^{こうぎ}の進歩^{しんぽ}し風俗^{ふうぶく}の純良^{じゆんりやう}に歸^{かへり}して生計^{せいけい}の安康^{あんこう}に赴^{おもむ}き遂^{ついに}に群嶋^{ぐんとう}中^{ちゆう}無比^{むび}の良民^{りやうみん}たる稱呼^{しょうこ}の日本人^{にっぽんじん}の專有^{せんゆう}たる可^べきや疑^ぎなる可^べし

禁酒^{きんしゆ}の日本人^{にっぽんじん}二千名^{にせんめい}に成績^{せいせき}ある如此^{かくのごとく}なる時^{とき}の其他^かの日本人^{にっぽんじん}四千名^{よせんめい}にも一様^{いっやう}の成績^{せいせき}なかる可^べらざるの道理^{だうり}より茲^{こゝ}に始^{はじめ}て一種^{いっしゆ}の奇想^{きさう}を發^はし又之^{また}を我本國^{わがくに}同胞^{どうぼう}三千八百有餘^{さんぱちやうじゆ}万人^{まんにん}又推及^{すゐき}し以^{もつ}て其禁酒^{きんしゆ}の果^はて我邦^{わがくに}に必要^{ひつよう}なるや又其成績^{せいせき}如何^{いか}なるべきやを考究^{かうきゆう}せんと欲^{ほつ}するに至^{いた}れり因^よて試^{こころみ}に明治^{めいし}二十一年^{にじゅういちねん}帝國^{ていこく}第七^{しち}統計^{けいけい}年鑑^{ねんかん}に據^より先^{まづ}つ釀酒^{じやうしゆ}の概況^{がいけい}を案^{あん}するに十九年度^{じゅうきゅうねんど}の調査^{てうさ}に於^おての日本^{にっぽん}全國^{ぜんこく}の釀酒^{じやうしゆ}場^{ばう}合計^{けいごう}一萬五千二十^{いちまんとごせんにじゅう}五ヶ所^{ごせ}にして三府^{さんぷ}四十四縣^{しじゅうしちゆうけん}中^{ちゆう}一地^{いちぢ}として釀酒^{じやうしゆ}せざる者^{もの}なく又釀酒^{じやうしゆ}の爲^{ため}に所費^{しよひ}の元米^{げんまい}一ヶ年間^{いっけねんかん}合計^{けいごう}二百六十二萬六千有餘^{にひゃくろくにじゅうにばんろくにんじゆ}石^{いし}にして此量^{こりやうりき}額^{がく}

の大^{おほ}なるは以^{もつ}て東京^{とうきやう}大坂^{おほさか}京都^{きんぎやう}三都會^{さんとくわい}の居民^{ぢみん}を一ヶ年間^{いっけねんかん}賑給^{ちんぎつ}して猶^{なほ}有^あ餘^{あま}者^{もの}たりとす而^{しか}之^をより所釀造^{しよらうぞう}の清酒^{せいしゆ}の全量^{ぜんりやう}の二百八十六萬九千有餘^{にひゃくはちじゅうろくにんせんじゆ}石^{いし}にして之^を濁酒^{じやくしゆ}燒酎^{せうしゆ}等^{らう}凡^{たゞ}て醴氣^{れいき}を帶^おふる飲料^{いんりやう}を合計^{けいごう}すると三百五^{さんびやくご}十四萬有餘^{じよんじゆばんじゆ}石^{いし}即^{すなは}ち其平均^{けいぐん}價格^{かかく}の一石^{いし}に付^{につ}一圓^{いっげん}九十餘^{くじゆじゆ}錢^{せん}たるを以^{もつ}て其全額^{ぜんがく}概計^{がいけい}四十九萬五十六萬圓^{しじゆばんごじゅうろくにんげん}と得^えるにより又^{また}之^をに輸入^{ゆにふ}の洋酒^{やうしゆ}元價^{げんげい}八十三萬有餘^{はちじゆばんじゆ}圓^{げん}を加^{くわ}ふれに日本^{にっぽん}全國^{ぜんこく}に於^おて飲酒^{いんしゆ}の爲^{ため}に一ヶ年間^{いっけねんかん}所費^{しよひ}の全額^{ぜんがく}の合計^{けいごう}五千零三十九萬有餘^{ごせんじゆばんじゆ}圓^{げん}にして我政府^{わがせいふ}の十九年度^{じゅうきゅうねんど}歳入^{さいに}額^{がく}の七割^{しちがく}に垂^たんとするの割合^{わがひ}とす是^{こゝ}れ豈^{いかで}不權衡^{ふけんかう}の統計^{けいけい}數^{すう}と謂^いひざる可^べけんや而^{しか}して其酒類^{しゆるい}の殆^{たゞ}んど一も海外^{かいがい}輸出^{ゆしゆつ}に屬^{ぞく}する者^{もの}無^なきを以^{もつ}て此五千零三十九萬圓^{ごせんじゆばんじゆげん}の巨額^{きよがく}を全國^{ぜんこく}一般^{いっぺん}に分當^{ぶんたう}すれに即^{すなは}ち一人^{ひとり}に付^{につ}一圓^{いっげん}三十錢^{さんじゆせん}餘^{じゆ}と負擔^{ふたん}するの割合^{わがひ}たりとす然^{しか}るに釀酒^{じやうしゆ}の爲^{ため}に所費^{しよひ}の米穀^{まいこく}如此^{かく}廣大^{くわんだい}あるも又飲酒^{いんしゆ}の爲^{ため}に所散^{しよさん}れ金額^{きんがく}如此^{かく}夥^た多^たなるも若^もし此消費^{しよひ}損失^{そんしん}

をして此類面の範圍内止め他に損害の影響する所なきに於ては或
の枉けて人間娛樂の不得已一事ト寛恕する所なきに非ずと雖ども其
決て所以不然の者の現に在布哇日本人の状況に於て昭々明白なりと
可謂あり即ち我労働者の博奕に耽るも其游惰放逸も流るゝも罹疾休
業の多きも女子節操の貞清ならざるも一錢の貯蓄なき究乏も陷るも
其由來の殆んど一として飲酒に非ざるのなき確證より推考する時の
十九年度中全國の犯罪者二十九万七千有餘名の中其過半の飲酒之が
原由たりしに非ざるを得んや全國死亡者八十六万有餘名の内男子に
して二十歳以上五十歳に至るの間死亡十一万一千有餘名の内其過半
の飲酒之の直接間接の原由たりしに非ざるを得んや又同年度中單に
官金救助に係れる難民にして既に一万人を超過するが故に此他郷黨
朋友の救済に由て生息せし所の者其幾万人なるを不可知此等の過半

の其原由飲酒に非ざりしを得んや全國貸座敷の總計七千七百八十戸
其所蓄の娼妓總員二万七千零七十五人此内多くの遊惰放逸ある父母
兄弟の爲め若くは自己不品行の爲め泥水に墮落せし者あるが故に又
其過半は飲酒之が原由たりしに非ざるを得んや若し夫れ果て然らば
吾輩禁酒會員が爾來經驗する所の如く以上は犯罪死亡貧困猥褻の過
半の禁酒の功力に由て除却する事を可得や必せり又此他移住民等の
貯金増加の割合に準し我國禁酒家の囊裏に幾多の餘裕を可生や不可
知なり然るも此は是れ僅に二千名の労働者が田間の生計より推及臆
算せし者にして固り比例其當を不得や不俟言が故に今試みも數十歩
を進め深く我國內況に踏入り酒害の程度如何を精細稽査したらんに
何等の現象を發見する事あるべきや該三百有餘万石の酒液の浸及
する所に至りては貴賤老幼賢愚貧富の別なく齊く樽前も狂醉し富者

の身を傷り貧者の産を傾け禍害を來し風俗を亂し而して猶悔悟せざるの狀体の満清の煙毒又啗ならずと可謂ならん夫れ仲尼の修身齊家を以て治國平天下の楷範とせられたり宜なるか我國同胞にして人々布哇禁酒會員の一小例を擯斥せず斷然酒杯を抛つゝ至らば其身体の壯健精神の爽快にして自ら事業も誠實勉強なるを得るが故も所得又隨て豊裕あるの疑を容れざる可し然らば即ち此壯健と勉強と豊裕を六十餘州に擴張するに至らば天下富國強兵あらざるを欲すと雖も得べけんや愛國の士の宜く將に猛省する所あるべきなり

○禁酒の難易如何

世間の飲客若し突然一生匪禁酒の語を聞く時の必ずや喫驚して其事の良否を問ふも直に其難爲を斷言し又或は慣習爲性の身体に禁酒却て有害なれり寧ろ節酒に若かさる云々の説を爲す者あらん是れ余

が二十年間の經驗より見る時の決して無理ならざるの意見なれ共自身實行の今日に在ては是又經驗上決して不然と明言するを得る者なり因て今茲に禁酒以來所懐の感覺と他人の狀況とを概言して其所以不然を證明すへし蓋し大酒家の禁酒の恰も寒中の灌水に似たる所あり即ち冬曉霜白く朔風凜烈井邊に臨みて其未だ衣帶を解かざるに當てり冷水の感觸を預想して多少躊躇するの人情の常なれども奮然衣を脱し灌水二三回を重ねるに及べば全身自ら暖氣を生じ殊に拭身被衣の後ハ精神爽快却て曩の躊躇を後悔する者あり禁酒の狀實に善く之れに類似せり即ち一飲客生涯禁酒の約を以て誓書と記名せんとするに當れり酒味の美一酔の快齊く心頭湧起し必ず以爲らく若し今此會に入らば天の美祿掃愁の帚と永く生別離に至る可し人間此一物を欠き又何の快樂を恃んで生活に汲々するを之れ爲さんとの鯨飲家一般の

常情にして遂に禁酒斷行を得ずして生涯此毒物の奴隸たる者往々少からざれとも若し之に反し一旦奮然禁酒の盟約を結ぶ及べの蓋し其一二ヶ月の間の多少戀情の勃興する者あるも時日の漸く経過するに隨ひ全身暖氣を生ずると齊く從來不治症として放擲したる腸胃の患は漸次に平癒して頭痛は拭ふが如く消滅し意氣爽快として食欲常お銳利なるが故に菜肉中未曾て知らざるの滋味を覺ゆる者あり又晝間は働作自ら適度なるを以て夜間常又安眠を得る等身體の摸樣殆んど再生の想を爲せり夫より精神上に至りては平素清醒あるが故に處事自ら謹慎接人常より丁寧にして決して意外の誤謬と來たり疎暴も陥る事なく一身一家の外交内治齊く面目を改め居常洋々春如海の快樂あるに至るは決して五六ヶ月を出ざる可し此時に至れば瀧水後拭身被衣の時と一般にして禁酒の晩きを悔ゆるの外他事なかるべし是れ此れ余

か一家の私言に非ずして今日の禁酒會員即ち曾て麴生の爲に生命を鴻毛よりも輕んじたる輩の異口同音に白狀するを以て證するに可足なり扱又慣習爲性の身體に禁酒の却て有害云々の説頗る理あるが如しと雖も是又數多の實驗上より考ふるに決して不足患者あり蓋し大酒家一旦禁酒を行ふに當れば先づ便秘を來たすを常とし又時として少く不眠の狀あるを如し然るに便秘又對して緩和の下劑を適宜に服用する時一二週間を経して常體に復するは一般皆然り又不眠に處するの方の一晝間十分の運動を行ふに在りて而して一度安眠の慣習を得るに至れば通宵平靜決して該の酔後頓眠夜半夢醒て軋々反側遂に曉を徹するの如き苦狀のあらざるなり然れども常酔より一種特別ある慣習を起し酒氣を帯びざれば口語るを得ず手動く不能が如き輩に至りては固り我輩禁酒會員が今日の經驗を推して

論究する不能者も可知あり又禁酒より寧ろ節酒に若かざるの一事に至りての最も世人の注意を擧起すべきの一點ありとそ抑酒の人身に於けるや之を適宜に飲用すれど血液運行飲食消化等に裨益する所あるや無疑を以て若し實は節酒法の完全を行はざるに於ては假令百藥の長たらざるも敢て妄り又擯斥するも非ざる可し然るに世間節酒家と不節酒家と其數孰か多き飲食消化の補益の殺身破産の害毒と孰の大なる况んや我輩禁酒會員の經驗も於て節酒の禁酒よりも遙かに困難なるに於てをや其故何ぞや禁酒の酒類の勿論杯樽の器具をも併て盡く目前より遠け全く之と相隔絶するが故に假令情意の動くあるも務て精神を他方へ轉廻する時漸次相忘るゝの慣習を得る者とするに於ては蓋し或の其小量に安んずる事あるも一旦盛宴若くの喜憂

過度の場合に際せば必や十分の慾情を逞ふし又再び依然たる昔日の酒仙も變ずるや滔々たる天下皆然りと稱するも敢て過言に非ざるべし夫れ酒毒の甚しき如彼禁酒の易き如此なるも於ては豈奚んぞ危険にして卑劣なる節酒法も因循固着し貴重なる身體精神を此毒物の爲に犠牲とする事あるべけんや禁酒實も難きもあらざるなり

○禁酒に關する國法風教附布哇酒類販賣取締條例

前章も記載せし如く一個人の禁酒の實に難きも非ずと雖も大衆の禁酒の又決して易きに非ざるなり然則我が禁酒會が僅々十ヶ月間に於て二千人の一大團結を爲し如此の盛況を致せし何ぞや會員の非常ある盡力之をして然らしめたる乎曰く會員の盡力固り不俟言と雖も然とも此他別に同會に直接間接の奨勵補翼を與へたる者ありて然りとするなり無他所在に國法と風教の二者是なり抑布哇建國の由來を

考ふるに其創業守成の間英米宣教師の勉力與て居多り獨り其史乘も昭明なる耳あらず既に今日其子孫にして或は政府の要路も立ち又の民間の領袖たる者過半を以て可足徴なり而して此建國者が法度を制し律例と定めたる内其矯風衛生等も關し土民も注意の最も深切なりし飲酒節制の一點に於て明瞭なるを得とす因て今茲も其禁酒も最も勢力を與ふる現行條例の概要を掲載する如左

布哇國酒類取締條例の要略

一内務卿の酒類問屋の鑑札小賣酒札及酒店立飲店鑑札を其出願者も發給するの權あるべし

但其期限の發給日より一ケ年間とす

一問屋鑑札を以て酒類を販賣する者の必ず荷詰又の樽詰輸入の儘を以して決して其店頭に於て其貨物の一部を飲用に供し若くは酒類

小賣商を其構内も開かしむべからず若し之を犯す者の其鑑札を取上げ相當の罰金外も保證金を沒收すべし

但し問屋鑑札出願の節には免許税五百弗の外に内務卿の認可せる證人を以て罰金に對する一千弗の保證書を可納事

一 小賣鑑札を有する商人の燒酒なれ一ガロン以上葡萄酒を其一「ダスン」瓶以上を販賣せべき者にして決して其店頭に於て之を飲用に供し又の酒店立飲店を其構内も開設すべからず若し之を犯す時の其鑑札を取上げ相當の罰金外も保證金を沒收すべし

但し小賣鑑札出願の節も免許税五百弗の外内務卿の認可せる證人を以て罰金に對する一千弗は保證書を可納事

一 酒店立飲店鑑札を有する者之日曜日を除き毎日朝の五時半より夕の十一時半迄其店頭も於て酒類を瓶又の杯にて販賣する事と可得

とす然れども同店に於ては少年婦女若くは常醉癖ある者へ賣酒する時の不法の所爲たりとするなり

但し酒店鑑札出願の節に免許税一千弗の外内務卿の認可を得たる證人を以て罰金に對する一千弗の保證書を可納事

一以上鑑札に於て制定せる時限場所量額及方法に不據して酒類を販賣する者に對して其初犯は二十五弗以上五十弗以下二犯五十弗以上二百弗以下又三犯に至りては其鑑札を取上げたる外に二百弗以上五百弗以下の罰金若くは三ヶ月以上六ヶ月以下の懲役に處するも又ハ罰金懲役兩様の處分を行ふかハ孰も判事の酌量に可存者たりとす

一鑑札所有主若くは其代理人又ハ雇人にも非ざる者無鑑札にて自ら酒類を販賣若くは販賣せしむる時の其初犯に對して百弗以上五百

弗以下又二犯以上に在ては五百弗以上一千弗以下の罰金及三ヶ月以上六ヶ月以下の懲役に可處者とす

一鑑札所有主其店頭若くは其構内に於て博奕等不正の所爲を行ひしむるも又ハ日曜日に於て玉突其他の遊戲を催すか若くは娼妓又ハ乱醉者を居留せしむる時の毎犯一百弗以下の罰金に處すべしとす

一鑑札所有主日曜日其店頭に於て酒類を販賣し若くは販賣せしむる時ハ二百弗以下の罰金に處すべし但し其家内の正當なる止宿者に供給するハ此限に非ざるなり

一鑑札所有主其店頭若くは構内に於て醉倒する迄に他人へ酒類を供給する者ハこれ五十弗以上二百五十弗以下の罰金に處すべし但し右等の醉客を同店内に三時間以上停止せしむる時も同様の罰金に處すべき者とす

一 酒店主人は其店頭りつの立飲客いんかくを對し後日酒債しゆさいの訴訟そしやうを起すも無効むひやくたるべし然ども其家内の正當なる止宿者しゆくしやを對し常食じやうじよくと一緒に供給せし酒代しゆだいを對しての起訴きそすることを得べしとす

一 酒店主人若し通用貨幣くわんげい又ハ爲換手形等かへせての外に酒代さかだいとして他の物品ぶつびんを抵當等ていだうを領收れうしゆする時ハ其都度つど五十弗以内の罰金を可課者くわすまきとす

一 警察判事其他警部巡查等若し鑑札かんさつを所有せざる者にして酒類しゆらいを路傍等じやうばうに運搬うんぱん若くハ陳列ちんれつし以て販賣の企あるが如く認むる者ある時と令狀れいじやうを帶びざるも其酒類しゆらいの勿論もつろん之に属する一切の器具きぐを取押ゆるを得而して判事はんじに定罪ていざいの上五十弗以上二百五十弗以下の罰金及一ヶ月以上六ヶ月以下の懲役に處し而して罰金の半は之を告訴こくそせる者に賞與かやうし又酒類しゆらいの沒收めつしゆすべし

一 藥種商醫師其他賣酒鑑札かんさつ所有主に非ざる商買しやうばいにして其店内しやうたうに燒酒

あきの六合二勺又葡萄酒ぶどうしゆなれハ二升五合以上を貯存ちよんす可らずとす

若し之を犯す時ハ二十五弗以上二百弗以下の罰金を可課くわすまきなり

一 鑑札かんさつを所有せざる者にして其屋傍やばうに記號等きごうを掲げ又ハ瓶杯等びんはいの酒具しゆぐを列ね以て酒店かてたるの疑惑ぎわくを惹起せききする如き所爲しよゐある時又は家内かだい必要ひつやうの常量じやうりやうより過多くわたなる酒類しゆらいを貯蓄ちよくする者ハ密賣酒みつばいしゆを以て可問者かもんしやとす

一 若し無鑑札又ハ規則きんぐに戻り酒類しゆらいを販賣はんばいする者あるか如しと告訴こくそする者ある時ハ判事はんじの令狀れいじやうを以て巡查しんさを發し其嫌疑けんぎある家宅かたくを搜索さくさくし而して若し告訴こくそ通り酒類しゆらい貯藏ちよざうある時ハ之を取押とくおへ以て其所有しよりやう主ぬしと召喚せうくわん辨明べんめいせしむるあり然るも所有主しよりやうぬしには其召喚せうくわんを不應おんして審判しんぱん上愈密賣しよみつばいの證據しやうこ判然はんぜんたるも於て其物品ぶつびんを沒收めつしゆすへき者とす

一 布國內ふくに於て無鑑札むかんさつとして酒類しゆらいを精釀せいじやうする者ハ五十弗以上一千弗

以下の罰金若くは二ケ年以下の懲役に處すべき者とする

但し此鑑札の「ホノル」及耕地製糖所の内其出願者へ發給する者として各五ケ年を以て定期限とする

一夫婦親子保護者雇人等の内他の乱酔より自己の身體若くは財産に損害を蒙りたる時の彼等より酒類を販賣し又ハ給與して此等の乱酔を來らしめざる所の酒商に對し損害要償の爲め起訴の權理ある者と但し妻たる者此場合於てハ凡て獨身の資格と以て諸事執行するを得ざるなり

一何人ハ不拘大醉の上酒店に立入り猶飲酒を欲する時其主人之ハ退出を請ふる敢て不肯者の巡查之を拘引定罪の上十弗の罰金を可課者とする

一酒店に於て日曜日又ハ定時間外に酒店に於て飲酒する者ハこれノ同

時日ハ於て鑑札所有主の賣酒せると同罪を以て論ずべし

一沿岸航海船舶より酒類を販賣の爲め載積する事を許さず若し之を犯す者の無鑑札賣酒の科は可處者とする

一旅店及割烹店と雖モ特別に鑑札を受くるに非ざれば酒類を販賣するを得ず

一酒類輸入税額左の如し

一「アルコール」類 毎「ガロン」拾弗

二「ブランデー」「シンラム」「ホイスキー」及其他「アルコール」三割以上五割以下を含む者 毎「ガロン」三弗

(五割五分以上の此割合に準じ増税すべし)

三「シエリー」「ポルト」「マデーラ」の如き酒類にして「アルコール」二割一分以上を含む者 毎「ガロン」二弗

一「シヤムペイン」及「沸騰質」の「ホック」モゼルの
大瓶一「ダズン」三弗
小瓶一「ダズン」二弗五十仙

一「クラレット」ワインの酒類にして「アルコール」三割一分以下を
含む者の
大瓶一「ダズン」四十仙
小瓶一「ダズン」二十仙
樽詰め毎
「ガロン」十五仙

一「エイル」「ポータル」「サイダル」其他「醸酵」飲料は前條「クラレット」と同一
なりとす

今夫れ條例の如此嚴密なりと雖も其直接の干渉は單に酒商の一方に
止るが故に飲客よりして若し其不便を厭はず浪費を意とせず酒氣の所
睡の唯命之れ従ふに於ての斯る美法も亦之を如何んともする不能し
て鯨飲泥醉唯其所爲に任するの外を是其民間に禁酒會設立の必要
を感ずる所以なり元來布哇にの歐米人并土人の禁酒會數種ありて

其社會に著き影響を及ぼしたる一例を掲げんに余り赴任の當初即ち
距今三ヶ年以前お於てすら既に中人以上は盛宴夜會等も酒類一
滴をも不供者往々少らざりし然るも其頃の余も未だ禁酒の何物たるを
不知が故に頗る奇異なる感覺を懷きたりしが爾來同會の勢の愈益進
歩を加へ遂に今日お至りての席上偶美酒佳莠を陳列する者おれば賓
客の側目して直に其主人の平生を品評するが如き趣あるを以て居常
飲癖ある者お雖ども宴席にの却て清醒を粧ふが如き奇事不少而して
此影響の單に此席上の賓客と利するも不止して其妻子眷族朋友より
延て全國に波及し遂にの外國人たる我日本人禁酒會も獎勵輔翼の
力を與ふるに至る國法風教の禁酒に奏功する實も偉なりと可謂なり
由是觀之我の移住民の布哇に渡航以來星霜を經過する正に四年其間
管と生計耳おらず併て其品行をも改良し以て清醒の良民たるを得

るの固り我 天皇陛下政府の仁愛ある御保護の所致と雖ども我輩同胞
胞の又以て布哇官民に對し其文化の餘澤を不可不謝あり (終)

禁酒雜誌

發行人 津田 仙
編輯人 池田治郎吉

毎月一回(十五日)發行 定價一冊金五錢、郵税五厘。十二冊(即一年分)郵税共五十四錢
禁酒雜誌は酒の一家一國に對して大害ある事隨て禁酒の必要なる事
を諸般に學理及實際等より記述せるものにして此雜誌發行以來大
酒家の之より禁酒せりとの報に接したる事屢なり又此雜誌の家
庭の好伴侶たらんか爲家事經濟家政改良兒女教育及衛生醫業等の事
をも記したるに下戸も上戸も必一讀すべき好雜誌なり

東京麻布區本村
町二百十七番地

禁酒雜誌發行所

明治廿三年九月廿六日印刷
明治廿三年九月廿七日出版

茨城縣平民

發行兼
編輯人

根本

正

東京芝區田村町六番地寄留

岩手縣平民

印刷人

平野善太郎

東京々橋區明石町十二番地寄留

版權登錄

東京々橋區西紺屋町二十二番地

發行所

東京禁酒會

東京々橋區築地明石町十二番地

印刷所

美以出版會社

終

9

9